次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。 目次中「第五十一条」を「第五十二条」に、「第五十二条」を「第五十三条」に、「第五十五条」を「第五十六条」に、「第五十六条」を「第五十七条」に改める。 第四十四条の見出し中「情報照会者」の下に「又は条例事務関係情報照会者」を加え、同条中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。 3　前二項の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十一条第一項」とあるのは、「第二十一条第二項において準用する令第二十一条第一項」と、前項中「第二十一条第一項」とあるのは、「第二十一条第二項において準用する令第二十一条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と読み替えるものとする。 第五十六条の表第三十二条第二項、第三十二条の二並びに第四十八条第一項及び第二項の項中「第四十八条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同表第四十九条第一項の項中「第四十九条第一項」を「第五十条第一項」に改め、第五十六条を第五十七条とし、第五十五条第八号中「第四十八条」を「第四十九条」に改め、同条を第五十六条とし、第五十四条第八号中「第四十八条」を「第四十九条」に改め、同条を第五十五条とし、第五十三条を第五十四条とし、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条第一項中「第四十八条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同条を第五十二条とし、第四十八条から第五十条までを一条ずつ繰り下げ、第四十七条の次に次の一条を加える。 （法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供） **第四十八条**　前三条の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第四十五条第一項第四号中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項」と、同条第三項及び第四十六条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項」と、「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、同条第三項第一号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と、前条第一項中「第二十三条第一項第四号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項第四号」と、同項第二号中「第二十一条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項各号」と、同条第二項中「第二十三条第一項及び第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第二十三条第三項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第三項」と読み替えるものとする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。 目次中「第四十七条」を「第四十八条」に、「第四十八条」を「第四十九条」に改める。 第四十四条の見出し中「情報照会者」の下に「又は条例事務関係情報照会者」を加え、同条中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。 3　前二項の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十一条第一項」とあるのは、「第二十一条第二項において準用する令第二十一条第一項」と、前項中「第二十一条第一項」とあるのは、「第二十一条第二項において準用する令第二十一条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と読み替えるものとする。 第四十八条を第四十九条とし、第四十七条の次に次の一条を加える。 （法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供） **第四十八条**　前三条の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第四十五条第一項第四号中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項」と、同条第三項及び第四十六条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項」と、「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、同条第三項第一号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と、前条第一項中「第二十三条第一項第四号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項第四号」と、同項第二号中「第二十一条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項各号」と、同条第二項中「第二十三条第一項及び第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第二十三条第三項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第三項」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。